

国税質問検査章規則の一部を改正する省令要旨

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）の一部の施行に伴い、
所要の規定の整備を行うこととする。（第2条関係）
- 2 この省令は、令和8年1月1日から施行することとする。（附則関係）